

「住みたくなるまち日本一」を目指して

富谷市記者会見資料③

平成30年9月26日

保健福祉部地域福祉課

担当：鈴木

連絡先：358-3294

富谷市重度障がい者等福祉タクシー利用券助成事業の実施について

本市では、新規事業として、重度の障がいや要介護状態により、介助があっても公共交通機関の利用が極めて困難な方に対し、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るため、タクシー利用料金の一部を助成するチケットを交付することといたしました。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ、取材していただきますようお願いいたします。


1. 受付開始：平成30年10月1日（月）から（即日交付）

時間：午前8時30分～午後5時30分（土日・祝祭日・年末年始を除く）

場所：富谷市役所1階 保健福祉部地域福祉課

※10月1日～3日は混雑が予想されるため、市民交流ホールで受付

2. 事業概要

対象者	富谷市住民基本台帳に登録されており、かつ在宅の方で、下記の要件に該当する方 ①18歳以上の方で、身体障害者手帳の障害程度が1種1級 または1種2級に該当し、 <u>障害の部分が上肢・下肢及び体幹並びに移動障害単独で1級または2級に該当する方。</u> ②介護保険法に定める要介護認定者のうち要介護4または要介護5に該当する方。 ※次のいずれかに該当する方は、交付対象外。 ・富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例に定める乗車証「とみばす」を利用されている方。 ・施設に入所されている方。
助成金額	上限18,000円/年 ※今年度に限り10月開始につき上限9,000円/年 1枚500円の利用券を18枚交付（月3枚） 申請月により減額有
利用できる タクシー	タクシーチケットサービス株式会社に加盟するタクシー会社。 ※加盟会社は車窓に貼付している右記ステッカーで確認可。 
利用方法	会計時に乗務員へ「身体障害者手帳」若しくは「介護保険被保険者証」を 掲示の上、利用券を提出